

仙台市観光戦略推進検討会議設置要綱

(令和 7 年 7 月 8 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 本市の観光戦略の推進に当たり、総合的かつ専門的な見地からの意見を聴取するため、仙台市観光戦略推進検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 本市の観光戦略の推進に関すること
- (2) 本市の宿泊税の使途及びその効果に係る検証に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織及び委員)

第 3 条 検討会議は、16 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、観光振興に関し識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会議に会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、それぞれ定める。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が主宰する。

- 2 検討会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 検討会議の会議は、公開する。ただし、非公開とすることに相当の理由があるときは、会長の判断によりこれを公開しないことができる。

(庶務)

第 6 条 検討会議の庶務は、文化観光局観光交流部観光戦略課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月8日から実施する。